

住宅用防犯対策補助金 ～申請から購入等までの流れ～

申請期間：3月2日（月）～4月30日（木）

※この期間中に対象機器の購入や契約、工事を行うと補助金交付対象外となります。

申請書の取得



市役所
地域振興課
窓口

または



羽生市HPから
ダウンロード

申請書・添付書類の用意

申請・添付書類

- 見積書及び内訳がわかる明細等の写し
- カタログ等の写し
- 誓約書
- 本人確認書類

※防犯カメラの申請のみ

- 設置場所の位置図及び設置前の写真
- 同意書

【自宅等の所有者以外の方が申請する場合】

※対象機器の購入、契約はしないで下さい。

申請書類の提出



市役所
地域振興課
窓口

または



郵送

※申請期間内必着
※郵送料自己負担

5月中

交付（不交付）
決定通知文郵送



羽生市役所
地域振興課より
防犯カメラ
設置補助金、
電話機等
購入補助金の

- 交付（不交付）
決定通知書
- 実績報告書 等
を郵送します。

※予算額を上回った
場合は抽選で
交付者を決定します。

交付決定後

対象機器の購入
設置工事等の契約



交付決定通知書
が届いた方は
対象機器の
購入、契約、
設置工事（着工）
をお願いします。

※令和9年3月31日
までに、実績報告書
の提出が必要になる
ため、工事完了日には
ご注意ください。

※製品や金額などの
申請内容の変更、
また、申請を
中止する場合は、
地域振興課まで
ご連絡ください。